

## 令和2年度 第2回柿崎区地域協議会次第

日時：令和2年6月9日（火）午後6時

場所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 会議録署名委員の指名

### 4 協議事項

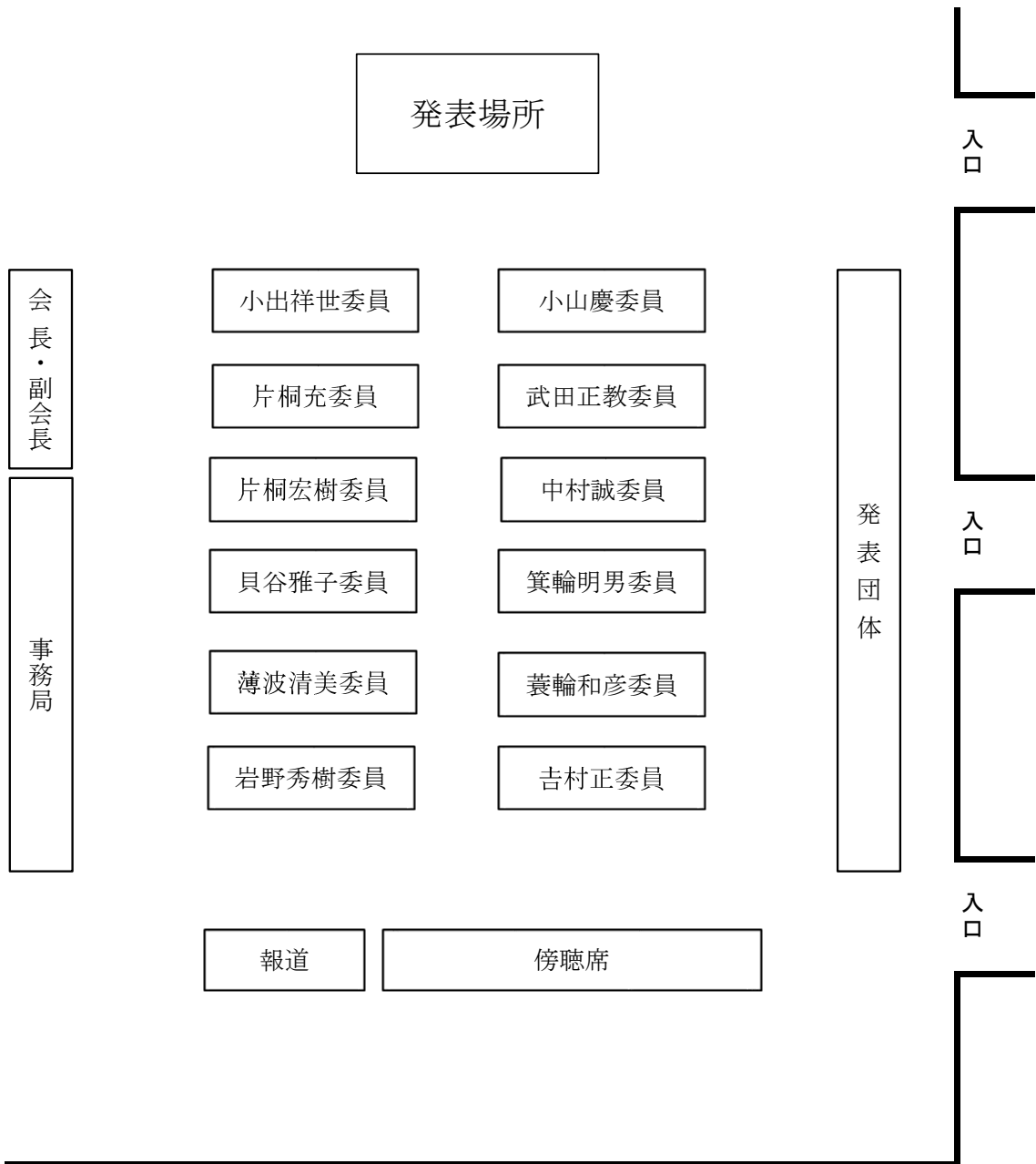
- (1) 令和2年度地域活動支援事業について(プレゼンテーション)・・・資料1
- (2) 採点票について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料2-1 資料2-2
- (3) 地域活動支援事業の追加募集について・・・・・・資料3-1 資料3-2
- (4) 地域協議会だより編集委員について・・・・・・・・・・資料4

### 5 その他

- ・採点票の提出期限 令和2年6月11日（木）
- ・第3回柿崎区地域協議会の開催について
  - 日 時：令和2年6月23日（火）午後6時～
  - 会 場：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室
  - 内 容：地域活動支援事業採択決定

### 6 閉 会

## 第2回 柿崎区地域協議会座席表



## 地域活動支援事業 プレゼンテーション実施要領

## 1 趣旨

各団体から提出された地域活動支援事業提案書について、地域協議会が行う審査の参考とするため、事業内容に関するプレゼンテーションを実施するもの。

## 2 内容

- (1) 各事業の持ち時間を 10 分以内とする。(団体の説明時間を 6 分以内、質疑応答の時間を 4 分以内とする。)
- (2) プレゼンテーションの参加人数は、各事業 5 人以内とする。

発表順	時刻の目安	団体名	事業名
	18:00～	開会及び説明	
1	18:10～	柿崎ソフトテニスクラブ	柿崎ソフトテニス活性化事業
2	18:20～	柿崎中学校創立 50周年記念事業 実行委員会	柿崎中学校創立 50 周年記念式 典・記念講演会事業

## 令和 2 年度 地域活動支援事業に係る採点票

## 1 採点対象

受付番号	1	事業名	〇〇〇〇〇〇
提案回数	〇回目	提案者名	〇〇〇〇〇〇

## 2 採点内容

## (1) 基本審査

基本審査内容	左記基準との適合性
・地域活動支援事業の目的と合致しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない
適合しない理由	

## (2) 地域自治区の採択方針

当区の「優先採択方針」	左記方針との適合性
<u>1 優先して採択する事業</u> (1) 地域の歴史、文化や伝統の保存、活用に資するもの (2) 子どもたちの健全育成に資するもの (3) スポーツや体力づくりをとおして住民の健康増進に資するもの (4) 特産品の開発等により地域産業の活性化に資するもの (5) 観光資源の活用により知名度向上や交流人口の増加に資するもの (6) まちづくりを担う人材育成に資するもの (7) 地域の環境美化に資するもの (8) 姉妹都市を含む他の地域との交流・連携を推進するもの (9) 安全・安心な地域づくりに資するもの	<input checked="" type="checkbox"/> 適合する  <input type="checkbox"/> 適合しない

## (3) 共通審査基準

審査項目	審査基準	当区の配点	採点欄
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li> <li>・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設が、長く地域で活用される見込みがあるか。</li> <li>・全市的な方向性と合致しているか。</li> <li>・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。</li> </ul>	5	
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。</li> <li>・地域の実情や住民要望に対応したものか。</li> <li>・緊急性の高い提案事業であるか。</li> <li>・ほかの方法で代替できないものであるか。</li> <li>・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。</li> </ul>	5	
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。</li> <li>・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li> <li>・資金調達の規模や時期に無理はないか。</li> </ul>	5	
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。</li> </ul>	5	
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li> <li>・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。</li> <li>・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。</li> </ul>	5	
合計	採点は整数で行ってください→	25	

## (4) その他特記事項

--

## 令和 2 年度 柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項

## (委員の除斥)

第 1 地域協議会委員が役員（会長、副会長）を務める団体が提案した事業については、そのプレゼンテーション及び審査に参加することができない。

## (事業の採択基準)

第 2 採択方針第 2 条第 2 項に規定する柿崎区地域協議会が別に定める基準は、共通審査基準の評点が、15 点以上とする。

## (共通審査基準の評価等)

第 3 事業の内容が、従前の事業と同様の内容であるもの又は財源の振替や確保を図るものとみなされる場合は、共通審査基準の発展性の評価を 3 点以下とする。

## (プレゼンテーションの実施)

第 4 提案者に提案内容のプレゼンテーションを求めるものとする。ただし、継続事業に関しては、委員からの要請又は団体から希望があった場合のみ、プレゼンテーションを行う。

- (1) 1 事業当たりの持ち時間は 10 分以内とし、説明時間を 6 分以内とする。
- (2) プレゼンテーションの参加人数は、1 団体につき 5 人以内とする。

## (審査方法)

第 5 審査は、提案者によるプレゼンテーション、地域協議会委員による意見交換、委員個人による審査及び全体審査とする。

- (1) 基本審査及び地域自治区の採択方針の審査は、委員が協議の上、決定する。なお、「適合しない」と判断した場合、その理由を付して、提案団体へ通知する。
- (2) 共通審査基準は、各審査項目とも 1 点から 5 点の範囲で採点を行う。

## (提案変更が提出された場合の取り扱い)

第 6 事業の採択決定後、補助金交付申請書提出前に、団体から提案変更があった場合、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 提案者は、地域協議会に変更内容の説明を行い、委員が協議の上、変更承認の可否を決定する。
- (2) (1)においては、団体の役員（会長、副会長）である委員は除斥とする。

## (成果報告)

第 7 年度末までに事業実施者から事業の成果報告を求めるものとする。

## 令和 2 年度 柿崎区における地域活動支援事業採択方針

(優先して採択する事業)

第 1 条 柿崎区の地域資源を生かし活力ある魅力的なまちづくりを推進するため、団体等の自主的、主体的な取組のうち、次に掲げるものを優先的に採択する。

- (1) 地域の歴史、文化や伝統の保存、活用に資するもの
- (2) 子どもたちの健全育成に資するもの
- (3) スポーツや体力づくりをとおして住民の健康増進に資するもの
- (4) 特産品の開発等により地域産業の活性化に資するもの
- (5) 観光資源の活用により知名度向上や交流人口の増加に資するもの
- (6) まちづくりを担う人材育成に資するもの
- (7) 地域の環境美化に資するもの
- (8) 姉妹都市を含む他の地域との交流・連携を推進するもの
- (9) 安全・安心な地域づくりに資するもの

(事業の採択等)

第 2 条 事業は、優先して採択する事業のうち共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、その他の事業について同様に採択することができる。

- 2 共通審査基準の評点が、柿崎区地域協議会が別に定める基準に満たない事業は、採択しないことができる。
- 3 共通審査基準の加点は、行わない。

(補助金の額等)

第 3 条 補助金の額は、補助対象経費に次の各号に掲げる率を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、100 万円を限度とする。

- (1) 従前の補助採択の回数（事業の主たる部分が類似する事業も含む。以下同じ。）が 1 のもの 10 分の 9
  - (2) 従前の補助採択の回数が 2 以上のもの 10 分の 8
  - (3) 前 2 号以外のもの 10 分の 10
- 2 地域協議会が必要と認めるときは、補助金の額を減額することができる。

(追加募集の有無)

第 4 条 採択の結果、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、地域協議会で追加募集の有無を決定する。ただし、追加募集は 1 回とする。

地域活動支援事業 追加募集のスケジュール (案)

資料3-1

【追加募集を行う場合の事務局案】

- ・ 現在提出されている事業提案書はまだ採択決定がされていないため、正式な残額は確定していないが、すでに約148万円が残ることは明らかであるため、早めに募集をすることが地域活動の支援につながると考える。
- ・ 町内会への文書が月1回の25日便で発送されるため、可能であれば6月25日便で募集チラシを発送したい。募集チラシは資料3-2のとおり。
- ・ チラシは、回覧により周知するとともに、公民館等にも設置し、広く募集をかける。

項 目		案1 (質問票での質問なし)	案2 (質問票での質問あり)
1	町内会への回覧チラシ発送日	6月23日 (火)	6月23日 (火)
2	事業提案の募集期間 (約2週間)	6月29日 (月) ~ 7月13日 (月)	6月29日 (月) ~ 7月13日 (月)
3	提案事業の審査依頼及び事業提案書、質問票の発送	7月15日 (水)	7月15日 (水)
4	質問票の提出期限		7月27日 (月)
5	提案団体に質問事項の発送		7月29日 (水)
6	提案団体から質問の回答提出期限		8月7日 (金)
7	質問回答集・採点票の発送		8月12日 (水)
8	質問票の提出期限	7月20日 (月) 正午 ※質問への回答はプレゼンテーションで行ってもらう。	
9	地域協議会開催 (プレゼンテーション・質疑応答・基本審査、採択方針の適否・採点票の提出・採択・決定)	7月21日 (火)	8月18日 (火)

## [上越市地域活動支援事業 追加募集]

## 柿崎区版

# 柿崎区をもっと元気にしたい！ まちづくり活動の追加提案を募集します！

- ★ 市では身近な地域自治を推進するため、地域活動支援事業を実施しています。
- ★ 地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動に対して支援を行います。
- ★ 地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 不明な点がありましたら、柿崎区総合事務所総務・地域振興グループまでご連絡ください。

## ■追加募集期間



景家くん

令和2年6月29日(月)から  
7月13日(月)まで(必着)



花ちゃん

## ■実施方法

## ～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

## ～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人または団体  
(政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く)

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象外です。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕だけを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治活動、宗教活動を目的とする事業・公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業



## ■支援内容

- ・事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

### 《ポイント！》

- ・事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
  - ①応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
  - ②応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
  - ③応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします）
  - ④会議の時のお茶代・菓子代
  - ⑤金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものととらえられるため、対象外とします）
  - ⑥その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・令和2年度末（3月31日）までに事業を完了（経費の支払いを含む）して、柿崎区総合事務所総務・地域振興グループに実績報告書を提出してください。

## ■追加募集額

- ・4月に一次募集を締め切り、提案事業の審査を行っていますが、6月1日現在で下記の残額があります。

**追加募集額（6月1日現在残額）約148万円**

- ※一次募集の採択結果により、募集額が変動することがあります。

## ■応募について

- ・対象となる事業かどうかを確認しますので、まずは事前にご相談ください。
- ・事業提案書の様式があります。必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、柿崎区総合事務所総務・地域振興グループに持参してください。

### 《ポイント！》

- ・補助金の交付決定前でも、事業提案書の提出日以降に着手する事業は対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となった場合や希望どおりの補助金額にならない場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、必ず事前に柿崎区総合事務所総務・地域振興グループへご相談ください。
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と必ず事前の相談を行ってください。採択後は、所有者の承諾書等を提出していただきます。
- ・事業提案書、補助金交付申請書等の様式及びQ&Aは、柿崎区総合事務所総務・地域振興グループの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることもできます。

## ■問い合わせ

〒949-3292 上越市柿崎区柿崎 6405 番地  
柿崎区総合事務所 総務・地域振興グループ 電話 536-6701

## 柿崎区地域協議会だより編集委員名簿

前期 (令和2年4月～令和4年3月)	後期 (令和4年4月～令和6年4月)
岩野 秀樹	白井 一夫
薄波 清美	武田 正教
貝谷 雅子	中村 誠
片桐 宏樹	箕輪 明男
片桐 充	蓑輪 和彦
小出 祥世	吉井 一寛
小山 慶	吉村 正

## 第1回編集委員会

日時：6月9日（火）午後7時から（地域協議会終了後）場所：柿崎コミュニティプラザ3階 市民活動室